

「会津総合射撃場条例(案)」の概要

農政部農林課

1 設置の趣旨

会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会（会津地方 17 市町村で構成）において整備しているライフル・スラッグ弾射撃場（令和 5 年 3 月竣工予定）について、整備後、協議会から本市へ無償譲渡するもの（その後本市において管理運営）として決定されたことを踏まえ、施設設置条例を制定しようとするものです。

2 施設設置の効果

本射撃場の設置により、鳥獣被害対策実施隊員等、現在銃を所有する者へ射撃技術の向上の場を提供し、将来的な有害捕獲頭数の増加、被害の軽減に繋がると共に、新たに銃の所持を希望する場合に教習可能な射撃場として運用することで、銃所有者の増加及び新規の捕獲有資格者の確保を目指すものです。

3 条例の概要

- (1) 設置趣旨 狩猟者の捕獲技術の向上及び捕獲の担い手の育成を行うことで、野生鳥獣による農作物等の被害低減を図る
- (2) 名 称 会津総合射撃場
- (3) 位 置 会津若松市河東町八田字大野原 30 番地
- (4) 開場時間 午前 9 時～午後 5 時
休 場 日 ①月曜日、火曜日、木曜日、金曜日
②1 月 1 日～3 月 31 日まで及び 11 月 15 日から 12 月 31 日まで
- (5) 利用料金 入場料 70 円（保険料含む）
使用料 個人使用 1 射座 1 回 1 時間以内 1,000 円
専用使用 全施設（3 射座）1 回 4 時間以内 12,000 円
※使用料について、協議会構成市町村に居住する個人及び主たる事務所を有する団体が使用する場合は半額
- (6) 管理運営方法 直営又は指定管理者の指定（公募）

4 施設概要

敷地面積：約 7,000㎡
設置施設：射屋 鉄筋コンクリート平屋建て（床面積 約 39㎡）
100 m射座（50 m兼用）× 2 座 100 m射座 × 1 座 計 3 座

5 条例の施行期日

令和 5 年 6 月下旬以降